

平成20年8月20日

盗難通帳等による被害の補償実施にともなう「特約」の制定について

かわしんでは、個人のお客さまに対する盗難通帳等による被害の補償開始に対応し、平成20年8月20日から当座預金を除く各種預金規定に「盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約」（以下、「特約」といいます）を制定しましたのでお知らせいたします。くわしくは、別紙1の「特約」をご覧ください。

「特約」には、主に盗難通帳による被害の補償に関する条項等を制定し、当金庫が補償を実施する場合を規定いたしました。また、ご預金の払戻しの際に、お客さまの権限確認のため別途本人確認書類の提示等をお願いする場合がございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、補償対象外あるいは補償額が一部減額となる可能性がございますので、下記をご確認ください。

預金通帳等やご印鑑の管理を厳重に行っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに当金庫へ通知が行われていること
2. 当金庫の調査に十分な説明が行われていること
3. 警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

以上の1～3を前提に、当金庫への通知が行われた日の30日前の日以降になされた払戻しに対し補償するものとし、通帳等が盗取された日から2年を経過する日後に行われている場合には補償は行なわないものとします。

なお、お客さまに過失※があった場合は補てん対象額の4分の3相当額を補償することとします。

また、つぎのいずれかに該当する場合は補償の対象外となります。

4. お客さまの重大な過失※
5. お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居親族、家事使用人による払戻し
6. お客さまが被害状況の説明について虚偽の説明を行った場合。
7. 通帳等の盗取が戦争、暴動等によって行われた場合。

※「重大な過失」「過失」の事例につきましては、別紙2をご参照ください。

以上

盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、個人のお客さま（以下「預金者」といいます。）が当金庫に有する預金および定期積金（以下「預金等」といいます。）で、払戻し（解約、書換継続による払戻しならびに当座貸越を利用した借入れを含みます。以下同じ。）の際に、届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）し、通帳または証書（以下「通帳等」といいます。）を提出する預金等について適用されます。
- (2) この特約は、以下の取扱いを定めるものです。
 - ① 盗取された通帳等を用いて預金等の不正な払戻しが当金庫の本支店の窓口で行われた場合における取扱い
 - ② 本人確認（預金等の払戻しにおける権限の確認をいいます。）に関する取扱い
- (3) この特約は、各種預金規定および定期積金規定（以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. (盗難通帳等による預金等の不正な払戻し等)

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻し（以下「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息（定期積金の給付補てん金を含みます。以下同じ。）に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
ア. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
イ. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
ウ. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金等について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金等にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

3. (預金等の払戻しにおける本人確認)

預金等の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続に加え、当該預金等の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

以 上

(平成 20 年 8 月 20 日制定)

お客様の「重大な過失」「過失」となる場合

1. 重大な過失となりうる場合

お客様の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その典型的な事例は以下のとおりです。

- (1) お客様が他人に通帳を渡した場合
- (2) お客様が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他お客様に①及び②の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※ 上記(1)及び(2)については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2. 過失となりうる場合

お客様の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- (1) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
- (3) 印章を通帳とともに保管していた場合
- (4) その他お客様に①から③の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上